

保険薬局における調剤費を無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書

無料低額診療事業は、社会福祉法第2条第3項9号の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業である。

しかし、保険薬局で調剤処方された場合の調剤費については、本事業の対象となっていない。これに対し、調剤費の全部または一部について、地域の実情や財政状況等に応じて助成を行っている自治体もあるが、その数は全自治体のごく一部にとどまっている。

よって、国会及び政府においては、保険薬局における調剤費を無料低額診療事業の対象とすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成31年（2019年）3月6日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合、日本共産党及び改革所属議員全員並びに
無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員